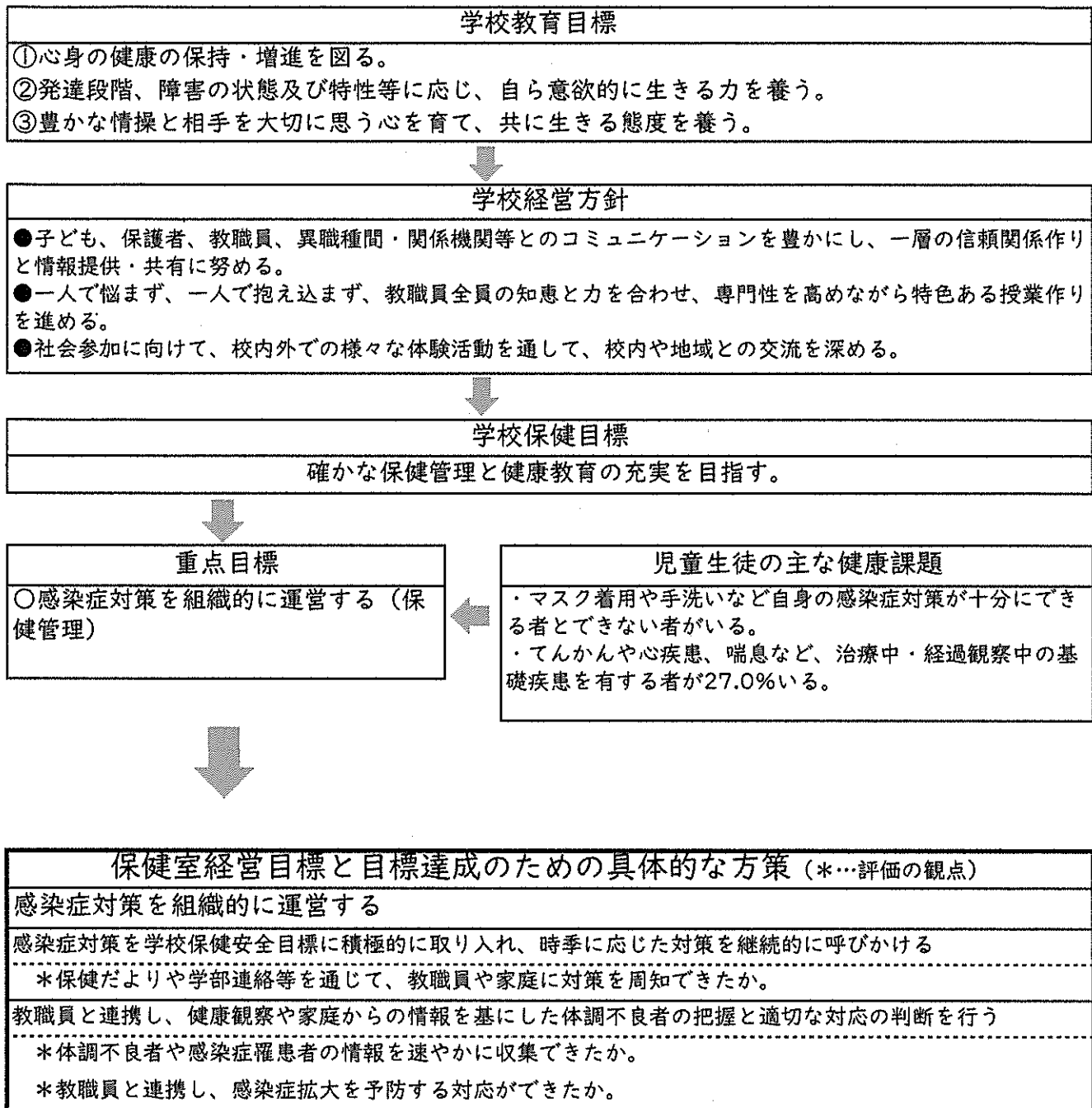


10 学校保健計画

(1) 保健室経営計画



(2) 学校保健計画

※保健行事の健康診断関係は、予定が変更になる場合があります。

月	保健目標	保健行事	保健管理	重点指導
4	・自分のからだをしよう ・手洗いをしよう ・教室の換気をしよう	身長・体重計測、四肢の状態の検査、視力、聴力、内科健診、耳鼻科健診	・保健調査、児童生徒実態の把握、救急対応カードの整備 ・机、椅子の調整 ・感染症予防	・健診事前指導グッズの作成、利用の推進 ・歯みがき指導の再開にあたっての環境整備
5	・からだを清潔にしよう ・手洗いの方法をおぼえよう ・けがに気をつけよう	内科健診、尿検査、胸部レントゲン(高1)、結核健診問診(小・中)、心電図検査(各学部1年)、体重測定	・保健調査 ・感染症予防 ・健康診断事後措置	・健診事前指導グッズの作成、利用の推進 ・手洗い指導の充実 ・校内保健安全委員会開催
6	・歯みがきをしよう ・手洗いをしよう	眼科健診、歯科健診、尿検査、結核健診問診、体重測定	・水質検査(水道水) ・健康診断事後措置 ・感染症予防 ・熱中症対策(WBGT測定)	・歯みがき指導の円滑化、充実 ・健康診断事後措置 ・熱中症予防
7 8	・熱中症に注意しよう ・はやね、はやおきをしよう ・歯みがきをしよう	体重測定	・健康カード配付、治療勧告 ・夏休み健康アンケート・歯みがきカレンダー・朝ごはんカレンダー配付 ・害虫駆除 ・熱中症対策(WBGT測定)	・健康診断事後措置 ・熱中症予防
9	・はやね はやおきをしよう ・手洗いの方法をおぼえよう	体重測定	・夏休み健康アンケート回収 ・熱中症対策(WBGT測定) ・環境衛生検査(教室)	・夏休み中の健康状況の把握 ・熱中症予防
10	・けがに気をつけよう ・手洗いをしよう ・マスクに慣れよう	二計測, 秋季健康診断	・修学旅行前保健調査(確認等) ・秋季健康診断事後措置 ・熱中症対策(WBGT測定)	・運動中のけがの予防啓発 ・感染症予防 ・校内保健安全委員会開催
11	・歯みがきをしよう ・手洗いをしよう ・教室の換気をしよう	体重測定	・感染症予防	・歯みがき指導の充実 ・感染症予防
12	・マスクに慣れよう ・教室の換気をしよう	体重測定	・冬休み健康アンケート、歯みがきカレンダー、朝ごはんカレンダー配付 ・健康カード配付	・感染症予防
1	・手洗いの方法をおぼえよう ・教室の換気をしよう	体重測定	・冬休み健康アンケート回収 ・感染症予防	・冬休みの健康状況の把握 ・風邪、インフルエンザ罹患患者数の掲示
2	・けがに気をつけよう ・マスクに慣れよう ・教室の換気をしよう	体重測定	・感染症予防 ・環境衛生検査	・学校保健安全委員会開催
3	・一年間の成長をふりかえろう ・手洗いをしよう ・教室の換気をしよう	体重測定	・年度反省 ・春休み健康アンケート、歯みがきカレンダー配布 ・健康カード配布	

○健康相談(精神科・整形外科):6~3月

○保健だより:月1回発行

・今年度は感染症対策として手洗い、換気、マスクに慣れることを重点的に設定した。

11 学校安全計画

項目	月												備考
	4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3		
月の重点	新しい教室に慣れよう	交通安全とバス中の安全に気をつけよう	雨の日の過ごし方に気をつけよう	地震火災時の対応を知ろう(ナラ・シエイクアウトに記録)	交通安全に気をつけよう	体をしっかりと動かして体力をつけよう	バスの中で安全に気をつけよう	火災時の対応を知ろう	災害への意識を高めよう	寒さに負けず体を動かそう	教室、廊下をきれいにしよう		
	体育施設の適切な使用	体育用具の安全な使い方	水泳時における安全プール緊急時の対応		運動会練習や当日の安全	各種運動によるけがの防止	走ろう会における安全	各種運動によるけがの防止	各種運動によるけがの防止	各種運動によるけがの防止	各種運動によるけがの防止		
安全学習	図工・美術	はさみ、カッターナイフ、のこぎり、金づち、くぎ、接着剤等の安全な使い方											
	職業(小中は準ずる)	【農業】鍬やレーキ、移植こてや鎌などの道具の安全な使用方法。野菜を育てる上で、安全な作業方法。 【工業】(木工・紙工)電動ドリルやペルトグラインダーなどの電動工具の安全な使い方。のこぎり、金槌などの工具の使い方。塗料の使用方法和換気など 【家政】ミシン、包丁などの調理器具の安全な使用方法。ホットプレートなどの電気製品とガスコンロの安全な使い方。											
総合的な学習	健康の保持・心理的な安定・人間関係の形成・環境の把握・身体運動の動き・コミュニケーション												
交通安全	学校における安全教育活動との連携を基に計画し、自然体験や活動を促す中で、児童生徒の自発的な計画に基づき安全に対する意識を高める。 単独通学における安全指導、交通安全指導など												
生活安全	日常生活における安全												
	災害安全	水難事故防止の心得 水泳指導健康管理 避難経路の確認と火災避難学習											
学級活動	安全な通学、学校生活の仕方	修学旅行、遠足等における安全	水難事故防止の心得	水泳指導健康管理	運動会練習、当日における安全	修学旅行、宿泊学習、遠足等における安全	文化祭、走ろう会における安全	走ろう会における安全	手洗い、うがいなどの徹底	暖房と換気・衣服の調節	春休みの安全	春休みの安全	安全だよりの発行(随時)学校ホームページへの掲載(随時)
	入学式、新入生歓迎会	修学旅行(高)運動会(小)校外学習(高)	水難事故防止の心得	水泳指導健康管理	中高運動会	修学旅行(小中)	中高音楽発表会、走ろう会	走ろう会安全学習作品展	授業参観	体験入学	卒業式安全学習	卒業式安全学習	
対人管理	児童生徒の状況把握、通学経路の確認、避難経路の確認、緊急体制の確認	避難経路の確認と火災避難学習	水泳指導健康管理	水泳指導健康管理、夏休みの安全(含防犯)	水泳指導健康管理	運動会における安全	運動会における安全	火災避難学習	火災避難学習	火災避難学習	火災避難学習	火災避難学習	火災避難学習
	立附の確認	火元・安全点検担当一覧表の作成	施設・設備の安全点検	施設・設備の安全点検	施設・設備の安全点検	施設・設備の安全点検	施設・設備の安全点検	施設・設備の安全点検	施設・設備の安全点検	施設・設備の安全点検	施設・設備の安全点検	施設・設備の安全点検	施設・設備の安全点検
安全管理	登下校時の正門付近の安全確認、学校行事における保護者の車の誘導と安全確保。単通生の下校の安全確認。												
	対物管理	施設・設備の水質検査・ブール管理	施設・設備の安全点検	施設・設備の安全点検	施設・設備の安全点検	施設・設備の安全点検	施設・設備の安全点検	施設・設備の安全点検	施設・設備の安全点検	施設・設備の安全点検	施設・設備の安全点検	施設・設備の安全点検	施設・設備の安全点検
学校安全に関する組織活動	校内の安全点検(通年、安全教育部で一覧表に各自がチェックする方法で実施)												
	安全点検(毎月20日に教職員で火元安全点検表にて実施)、遊具等の安全点検(每学期初めに安全教育部で実施)												
安全教育部会(毎月定例)													
校内保健安全委員会(5月・10月)・学校保健安全委員会(2月)													
職員による環境整備(職員清掃週1回)													
清掃担当表作成													

12 学校防災計画

1) 日常の防災体制

①組織

- ・日常の防災全般は安全教育部が担当し、安全教育部の計画に沿って全職員が対応する。
- ・必要に応じて校長は防災委員会を組織する。
＜防災委員会＞校長・教頭・事務長・各学部主事・安全教育部長を持って組織する。

②安全管理〔安全点検〕

- ・施設等の安全管理は学校安全計画の安全管理・対物管理に示すとおりとする。
毎月20日に安全点検を実施する。遊具等については毎学期始めに安全点検表に基づいて安全点検を実施する。
- ・年度初めに火元管理責任者を決定し、毎日、各火元責任者は退勤時に担当箇所の点検及び周辺避難経路の安全点検を行う。

③防災教育及び防災訓練

- ・防災教育及び防災訓練の年間指導計画は学校安全計画に示すとおりとする。避難訓練と消火訓練は年2回実施する。
- ・避難経路図 <資料1参照>

④教職員研修

- ・防災研修と防犯研修及び護身術研修を計画的に実施する。
- ・夏季休業中に研修を実施する。

2) 大規模地震発生時の初期対応

■学校防災マニュアルに基づいて対応する。

①避難方法

- ・就業中の避難については、地震火災避難学習の計画通りに行う。

②学校災害対策本部の設置

- ＜本部＞校長・教頭・事務長・各学部主事・安全教育部長を持って組織する。
- ＜救急班＞養護教諭及び保健部員の一部が担当し、主に負傷者の処置にあたる。
- ＜消火班＞事務職員及び安全教育部の一部と体育部の一部が担当し、主に初期消火にあたる。
- ＜安全確認班＞業務員が担当し、危険箇所の安全確認を行う

③職員の参集体制

- ・勤務中以外は、県職員防災必携カードに示されたとおりとする。
- ・勤務中は全職員が校内に留まり、対策本部の指示に従う。

④連絡体制

- ・一斉メール（マ・メール）による連絡を活用する
- ・携帯ログイン対象者（校長・教頭・事務長・各学部主事・安全部長）

3) 大規模地震発生時の児童生徒及び保護者への対応

- ①大規模地震発生時はスクールバスの運行を行わず、児童生徒は学校に留め置き、来校した保護者（家族等）に直接引き渡す。
- ②引き渡しは担任が行い、必ず「引き渡しカード」に記録する。担任が不在の時は、学年主任と各学部主事が記録する。
- ③保護者への連絡は一斉メールを活用する。

4) 非常持出用品リスト

- ・耐震耐火金庫内の物は持ち出さない。

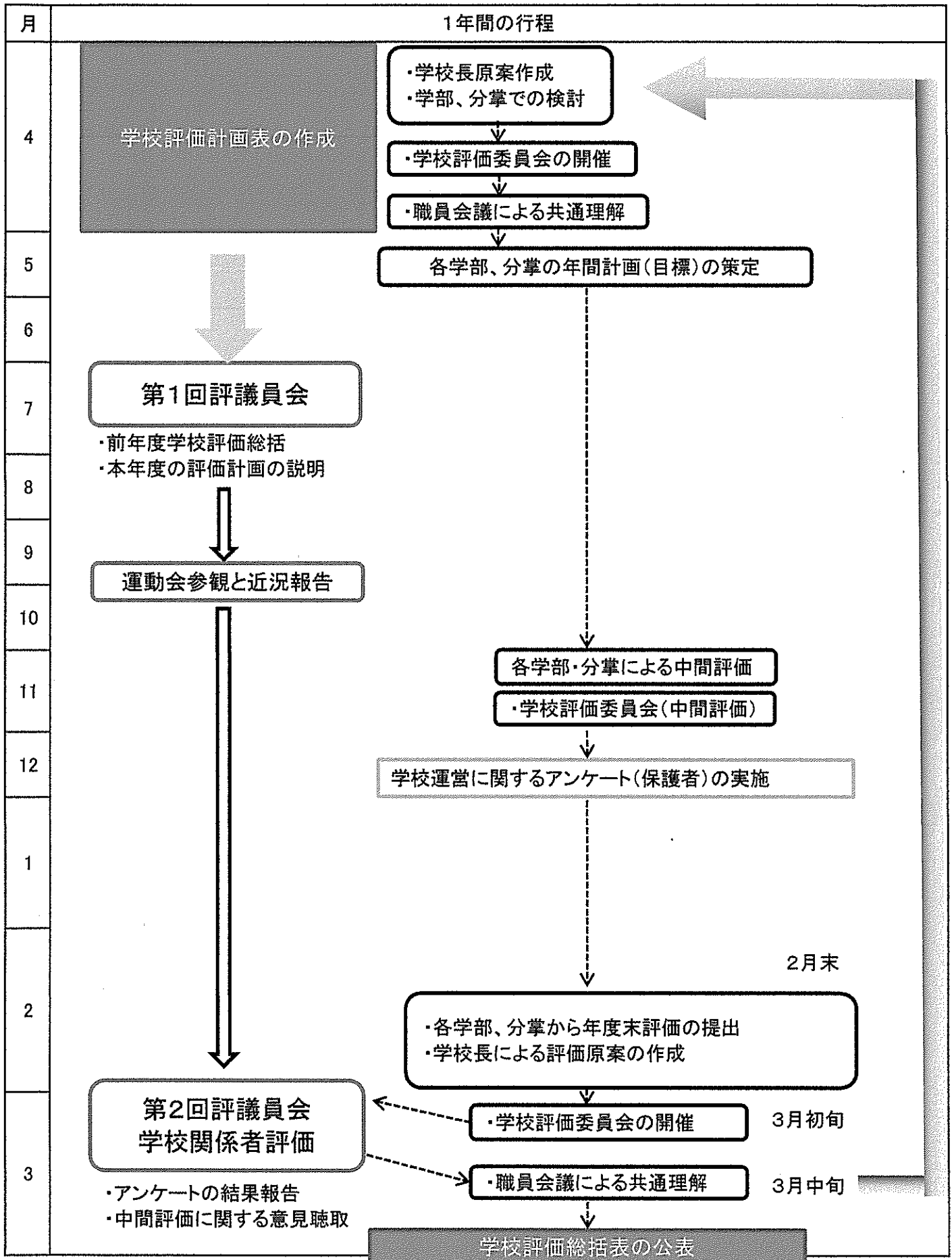
5) 緊急連絡先電話番号

西和消防署	0745-73-1001	西和消防南分署	0745-32-0177
西和警察署	0745-72-0110	奈良友誼会病院	0745-78-3588
上牧町役場	0745-76-1001	県企画管理室	0742-27-2985

6) その他

- ①地域住民の避難所は、周囲にある小、中学校となっている。体育館は上牧町の福祉避難所に指定された。但し、本校児童生徒が校内にいる場合は、本校児童生徒の対応を最優先する。
- ②児童生徒の投薬状況の把握と調剤表の作成。
- ③児童生徒の「検索カード」と「引き渡しカード」の活用。
- ④消毒薬等の薬品は常に余裕を持ってストックしておく。
- ⑤校内での連絡体制は 本部→各学部主事→学年代表→主担任→副担任 を基本とする。

13 学校評価年間計画

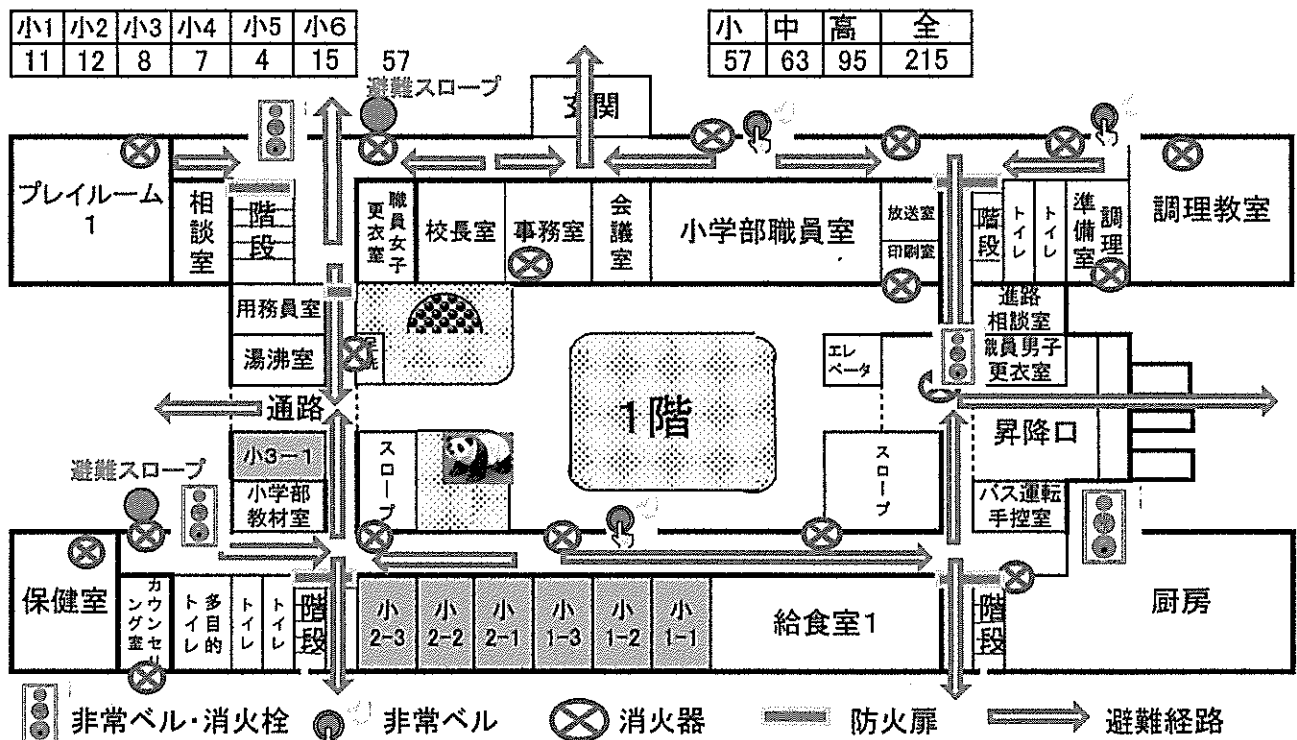
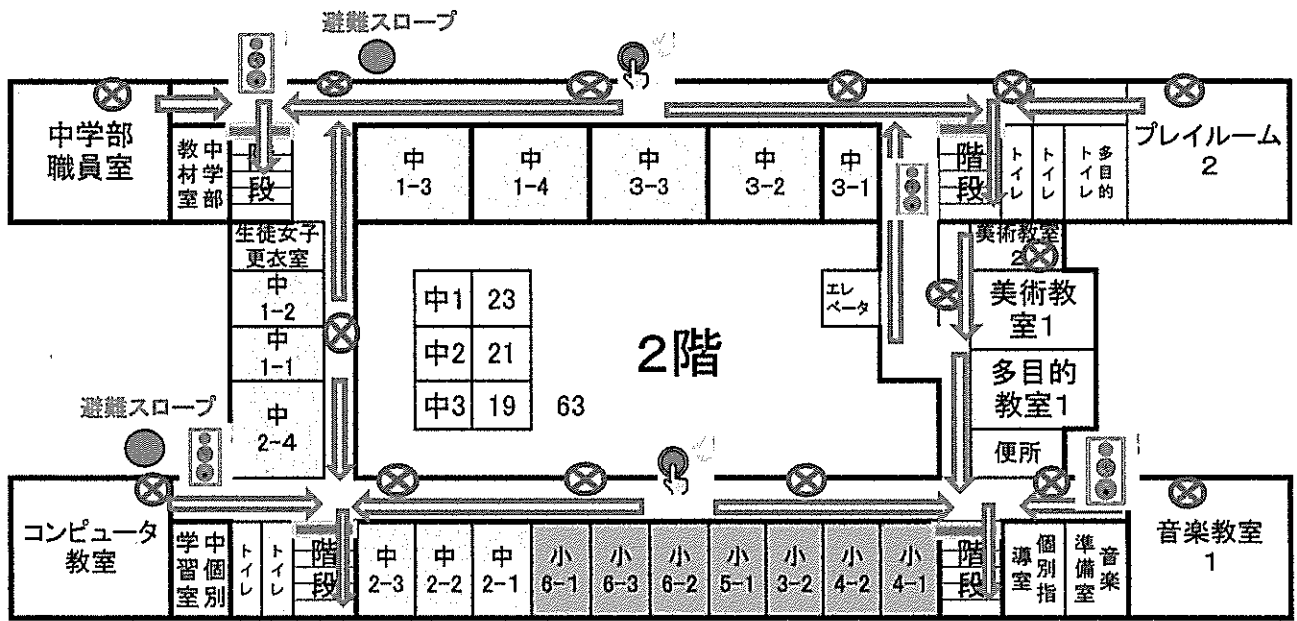
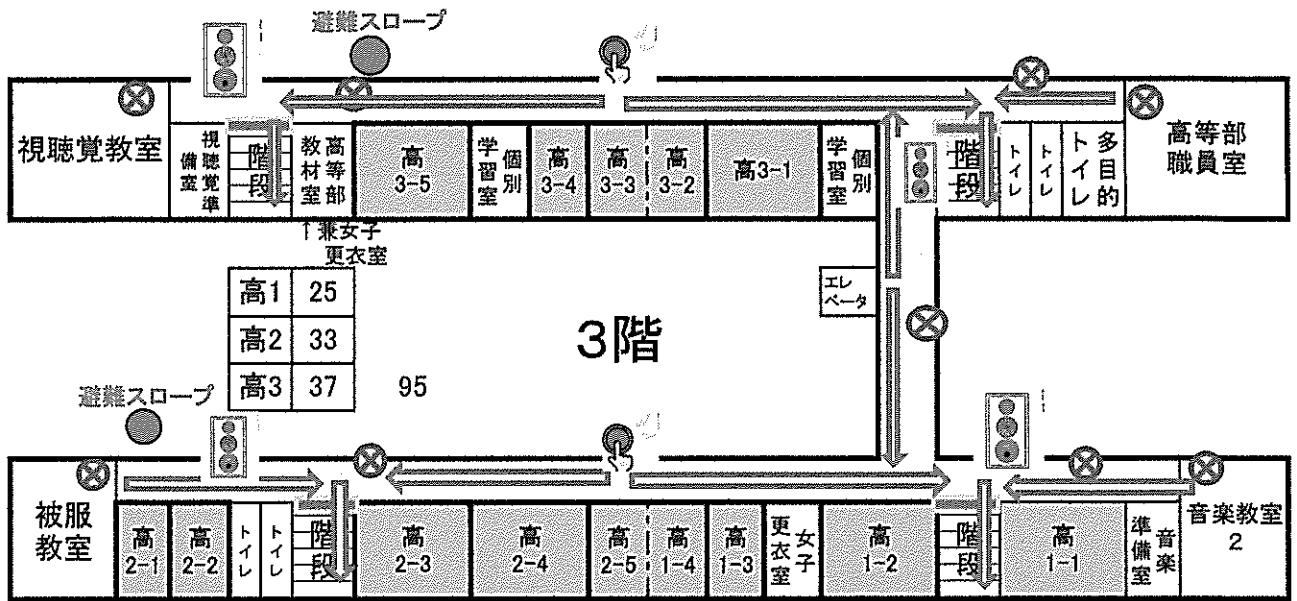


令和3年度 学校評価計画表 (案) 奈良県立西和養護学校

教育目標	<p>○心身の健康の保持・増進を図る。 ○発達段階、障害の状態及び特性等に応じ、自ら意欲的に生きる力を養う。 ○豊かな情操と相手を大切に思う心を育て、共に生きる態度を養う。</p>	総合評価
経営方針	<p>○子ども、保護者、教職員、関係機関等とのコミュニケーションを豊かにし、一層の信頼関係作りと情報共有に努める。 ○一人で抱えず、一人で抱え込まず、教職員全員の知恵と力を合わせ、専門性を高めながら特色ある授業づくりを進める。 ○社会参加に向けて、校内外での様々な体験活動を通して、校内や地域との交流を深める。</p>	
本年度重点目標	<p>1 新型コロナウイルス感染症防止に努め、健康で安全安心な学校生活を過ごすための健康・安全教育の推進を図る。 2 新学習指導要領への理解を深め、本校におけるカリキュラムマネジメントの検討を行う。 3 人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行う。 4 本校のキャリア教育及びセンタ一の機能の推進を図り、地域と連携・協働した教育活動を進める。</p>	
重点目標番号	具体的目標と取り組み	学校関係者評価
1	<p>・歯と口の健康への関心を高める指導や啓発を継続的に行うと共に、口腔衛生における家庭での支援のニーズに学級・保健室と家庭が連携して対応する。(保健)</p> <p>・学校防災マニュアルの共通理解と防犯研修を行ったり、地震火災避難学習等の実施計画を時系列に整理した計画案を作成したりすることにより、学校安全に対する意識の向上を図る。(安全教育)</p>	
2	<p>・指導計画等の作成及び整理を進め、学習評価の在り方に向けた準備を行う。(教務)</p> <p>・GIGAスクール構想の実施にあたり、教育課程上での押さえを明確にし、教員の研修を実施する。(情報教育)</p> <p>・新学習指導要領に関する理解を深め、「一人一人が主体的に学べる学校づくり」新学習指導要領に照らして「」の研究のまとめを行う。(研究)</p>	
3	<p>・人権の観点で児童生徒への関わりでのセルフチェックを実施し、更なる人権意識の向上を目指す。</p> <p>・本校児童生徒理解のためのリーフレット「smile」を活用し、啓発活動を積極的に実施する。(人権教育推進)</p>	
4	<p>・校区内の教育委員会との連携を深めながら、教育相談、連携会議、ホームページの充実に取り組む。(各学部、教育支援)</p> <p>・(各関係機関・事業所との引き継ぎ資料としての)移行支援計画の書式を改訂し、生徒個々の円滑な卒後の移行につなげる。(進路指導)</p>	

A: 充分である B: ほぼ充分である C: あまり充分でない D: 改善を要する D': コロナ感染症の影響で充分な取組ができていなかった。

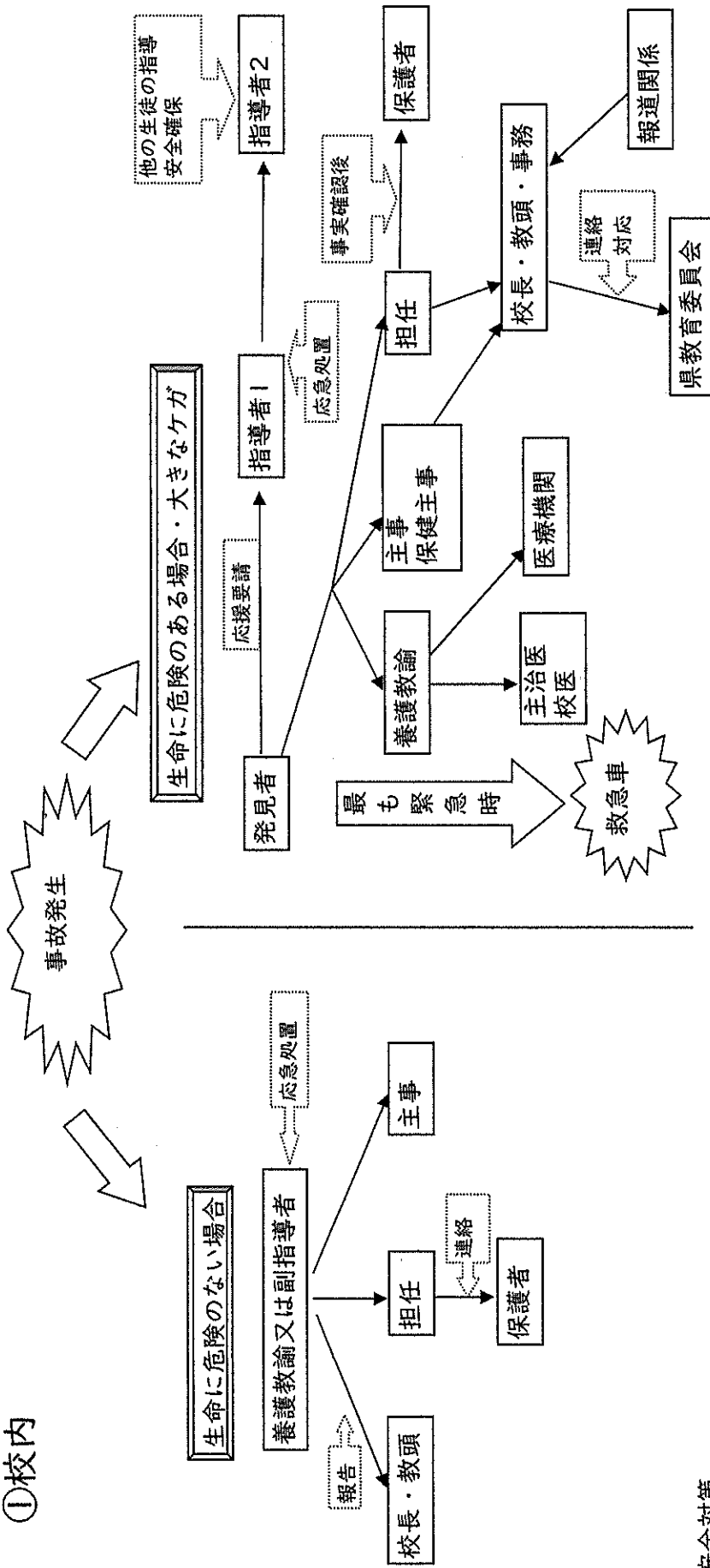
令和3年度 避難経路図



救急体制

(1) 事故、大きなケガ・病気等発生時の対応

①校内



安全対策

- ・最も緊急を要するとき（呼吸停止・意識なし等）は、現場の者が直ちに救急車を要請する
- ・観察後に救急対応ときは、連絡を密にし協議の上、救急車要請を決定する
- ・救急車到着後の付き添いは担任・養護教諭が行う
- ・病院で手当を受けるときは、事故を起こした前後の事情を詳細に説明する（事情のわかる者が引率）
- ・事実確認後に家庭に連絡。全教職員が事故発生時の状況を共通理解した上で教育委員会などに電話連絡する
- ・養護教諭が不在時は、主事・担任が養護教諭の役割を担う。
- ・事故の原因や問題点を明らかにし、その反省と改善策について全教職員の共通理解を図り、以後同様の事故が起こらないようにする（アクションレポート報告・ヒヤリハット報告）